

国土計画考 - 第 1 回 -

日時：平成 22 年 12 月 9 日（木）18：30～

場所：航空会館 503 会議室

F プロジェクトから見た日本の国土整備・開発の歴史という形でお願ひします。

A 今度は若干視点を変えまして、プロジェクトごとに取りまとめて議論をしたいということになりまして、第二部という形で再発足します。今日は「特定地域総合開発計画」について若干お話ししたいと思います。

特定地域総合開発計画というのは、戦後の国土計画の歴史を振り返りますと、大変重要なことをやっているのですが、今回、見直してみても一番痛感したのは、この政策の背景が、昭和 37 年の第一次全国総合開発計画で新産・工特を出してきたのと哲学が随分違うものですから、政策が大転換して……全国総合開発計画が一番早いのが 37 年ですので、どうもそこからだけ書き起こすことになっていて、いわば切り捨てられたというか、消えていった政策というか、過去の政策になってしまっていたんだなということを感じました。

しかし、勉強会としてはこれを勉強しておく必要があって、そういう意味では準備の時間が大変少なかったのですが、やり甲斐のある領域として残っているなと思っております。終戦までの国家総動員法に基づく戦時中の体制と一全総を結びつけるのに、ここをこなさないとなんか両方がわからないなと思ひまして、大変重要な領域だと思ひました。

それにしても、中身は昭和 25 年につくられた国土総合開発法で最初に閣議決定しているプロジェクトであり、しかも、計画とか行政の領域だけではなく、かなりいろいろなところに影響を及ぼしているわけです。それから見ると、二全総まではともかくとして、三全総以降は、政策が社会的に何の役にも立っていないのではないかと痛感するくらい重みのあるところでもございました。

感想はそういうことなのですが、議論をするのに、できるだけ具体的な資料

をベースにしてやっていきたいと思っておりますが、資料を十数枚用意してお手元に届けております。

国土総合開発法というのは国土形成計画法に変わってしまいましたから、これは実質的には法律として意味がないわけですが、第2条に、「国土総合開発計画とは」という定義がございまして、「国又は地方公共団体の施策の総合的且つ基本的な計画で」と、この法の特性をズバリと言っております。

そして、一から五ということで中身を載せておりますけれども、「一．土地、水、その他の天然資源の利用に関する事項」「二．水害、風害その他の災害の防除に関する事項」、この一、二は、いわば特定地域計画を引き継いだ形になっていると言っていると思います。三も実はそうなのでございますが、「配置の調整に関する事項」、四で「立地」、五で主要社会資本の「規模と配置」と。

そういう計画であります。その中身は、「全国総合開発計画、都道府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画とする」といって、この中に据わる場所が、25年のこの法制定の中に入れられたという形になっています。

ただ、若干不自然なところがあります。それは、この法体系を基準にして、政策体系、我々としてはこれは頭の中に入っていることですが、全国総合開発計画は法律に基づいて、都道府県総合開発、地方総合開発計画、特定地域総合開発計画という3つから成り立っています。さらに、前に議論をしたように、地方開発と大都市圏整備という2つの大きな流れ。

それから、特定地域の振興に関する計画。これは、法律を一つひとつ見てもらえばわかりますが、ハンディキャップ地域と俗呼んでいますが、国土が地域によって特にハンディキャップをもたらしているところに対する対策であります。法なり計画の対象としているところは特定の条件の下で選ばれているということで、一番新しいのは半島です。離島はかなり前からあります。

それから、その他の各種計画、こういうふうになっています。

今日のテーマ、特定地域総合開発計画は、全国総合開発計画の3つの計画の一つだと言っていると思います。

それは、25年にこの法が制定されて、その直後の26年にこの計画が閣議決定され、いろいろ数値が出てくるということになっております。

最終的には特定地域総合開発計画の指定は、26年に19地区が全国の中から選ばれまして、さらに32年に3地域が追加されまして、計22地域が指定を受けています。それはどこかといいますと、十和田岩木川から南九州まで、計22地域、こういうところに分布しているということでありまして。

その内訳は、各地域ごと　ここでは21地域になっています。実は対馬がこの中に入っていないのですが、それは離島振興法との関係でそちらのほうに行ったのだと思います。21地域について、どういう開発目標を設定して、閣議決定後の事業費、閣議決定した日にちも全部出ています。地方から出てまいりましたものをこういう形で国が受けとめた、ということがわかりただけようになっています。

これを見渡してみますと、当時、国土全体としては日本列島は資源開発に特化していた。第2には災害防除、国土保全です。というのは、20年代前半というのは大災害があったわけで、戦争中の国土の荒廃の後で、利根川にしても、北上川にしても、大水害を毎年繰り返すというようなことで、災害防除を何とかしなくてはならないという大問題に直面していた。したがって、地区指定のほとんどがそういうことで、いわゆる都市型の開発というのは、芽はありますが、例えば、北上でも工業立地ということをしり上げていますし、北九州や仙塩、瀬戸内海の錦川、こういうところは工業立地。数は知れておりまして、ほとんどが資源開発か国土保全、こういうことで地区指定がされていた。

したがって、このときの国の開発に対する期待というのは、完全に自然資源の確保、災害防除、この2つに絞られる状況の中で戦後の国土政策が動いたということが言えると思っております。

国総法による国土政策は国土形成計画法に引き継がれまして、国土総合開発法自体はそこで消えるわけでございます。それがどのように変わったかというのは、ここでは時間がございませんので、省略いたしますが、ここの資料としては、旧国土総合開発法と、国土形成計画法、これとの対比をしていただければ

ば、どこがなくなってというのがわかりいただけるかと思います。

特定地域総合開発計画の政策体系をこうやって見ていますと、もう一つ特徴的なのは、先ほどの指定地域の分布を見てみると、北海道は全く入っていません。これは、国土総合開発法が制定されるときにいろいろないきさつがございます。その背景には、明治以来の政府の直轄体制による北海道開拓という事業が先に進んでいたこともありまして、北海道開発法のほうが国土総合開発法の制定より一日でも早くということで、年次にしますと同じ昭和 25 年ですが、制定される形になりましたから、後からできた国土総合開発法では、北海道というのは法律の対象外、政策の対象外というふうに形成計画法になるまでいた、このように言っていていいと思います。

このときには、国土総合開発法の該当区域が、沖縄や、北方領土や何か、当時占領されておりましたところは除外するということが書いてあります。したがって、対象は津軽海峡から鹿児島までというふうにご理解いただいていいと思います。

次に、「特定地域指定の基準」の基本方針としては、「国民経済発展の方向に照応し、経済自立目標達成に寄与する資源開発産業振興、国土保全災害防除を必要とする地域で、実施により効果の増大を期待し得る地域」。つまり、先ほど説明しました地域指定の条件から見たものは、そのまま基本方針とピタリと合っている形になっています。

地域の分類といたしましては、指定する地域は、資源開発地域、国土保全災害防除地域、都市及び周辺整備地域、その他の地域、4つに分類することになっています。

資源開発地域の具備条件というのは、未開発未利用資源地域、動力、食糧、原材料、その他要緊急増産、終戦直後の事情が一番最初に出てきております。

それから、国、地方または民間企業の積極的開発計画地域、重要物資の開発目標の要調整地域。市場に遠隔、公共投資不足で、開発により人口収容力の増大可能地域。つまり、この時期の計画は一全総ができるのだいぶ消えますけれども、人口急増に対してどう対応するかというのが基礎にあります。

これは2つありまして、人口が非常に増加する最中に終戦を迎えたということと、海外からの引き揚げによる人口圧がそれに加わるということでありまして、この問題意識は、したがって非常に強いものがありまして、北海道開発法でも、第一条に「人口増加に対応する」ということが書かれています。それは後でまた説明しますが、フレームワークを見てみますと、大変な人口の張り付けというものが計画の中の大きな仕事になっております。今考えると、計画としては、人口の張り付けに苦労したとは言いながら、なぜ農村にこれほど人口を吸収させることを考えたのか、とにかく人口8,000万人に対応する計画ということになっています。

国土保全、災害防除地域の具備条件、都市及び周辺整備地域の具備条件等がございます。

こういうことで特定地域の指定がされていったわけですが、手続き論的には、「地域指定の手続きはつぎの通りである」と。法律に基づきとられる特定地域というのを、関係都府県が議会の了承を得て建設大臣に上げてくる。一方で、経済企画庁長官は関係各行政機関の長の意見を聞くというので、これを協議して、計画を内閣総理大臣に要請して、総理大臣が国土総合開発審議会に諮問し、こういう体制の報告をして、この報告に基づいて特定地域を指定する。こういう手続きで来ていますから、手続き的にはその後の国土政策の手続きの原型になっていますので、特に異論はないのですが、資源開発と言いながら農林大臣と通産大臣が入っていないのです。指定されているところを見ると、阿仁田沢地域とか、そういうふうにマイニングの資源のあるところの指定などはちゃんとしているわけです。そここのところは知事側から上がってこさせるようにしていたのですが、体系的にいかがなものか、というようなことになるわけです。

また、農林大臣が入っていないこともありまして、食糧難に対応してということを一に挙げておきながら、その後、大きなプロジェクトになった諫早の干拓とか、八郎潟の干拓とか、農林大臣所管の問題がこの中に入ってきていないということで、建前上言っていることと中身とで随分ギャップがある。今になってみると、誰に聞いてもわからないのかもしれないかもしれませんが、どういう

ふうにして確認したらいいのか、我々の年代ではちょっと手が出ないところでございます。農林省の農政、20年代に農政がどのような状態であったのかというのを年表的にまとめてみますと、昭和20年12月9日、GHQが農地改革に関しての指令を日本政府に出します。21年6月、対日理事会は農地改革に関する日本政府の回答不十分とあって、突き返されています。この辺は、公文書を改めて時間をかけて調べてみないと中身はこれ以上説明できないのですが、21年の2月、日本農民組合が結成される。農地改革も含めてこの組合活動が、今後、非常に大きな形になり、これが母体になりまして国会には左翼系の党派が活躍することになります。

21年10月には、農地調整法改正案、自作農特別措置法が公布され、農地改革が進みます。

22年3月は第1回農地買収で、農業協同組合法が11月にでき上がってきて、戦後の農地改革の成果なり何なりが非常に目まぐるしく動いていた。

23年2月にGHQは、農地改革の厳正実施要求を日本政府に突きつける。厳格にやれということをやって、27年にやっと農地法の制定まで持ってくる。

したがって農林省は、多分この7年間、右から左からたたかれて大変だったのではないかと思います。そういうことも、特定地域総合開発計画に乗れなかった背景にはあったのではないかとということと、昭和18年に独立した建設省と、経済企画庁という色男チカラもカネもないところと、そんなところの言うことが聞けるかというような、明治以来の老舗官庁である農林省が見下していたというようなこともあるのかもしれません。よくわかりませんが、いずれにしても、農業政策は変動の時期だったことだけはわかるわけです。

こうした建前上の政策論と、農林省が消えている計画になっているところは、一つの問題点であり、これがその後のことに非常に大きく影響してきていると思います。

この手続きに従いまして、特定地域の候補地が絞られます。各都道府県から上がってきた後、候補地域を42都道府県下の51地域に絞ります。実はその前に、今後の日本の国土を考えていくときに、現在の定住圏やら何やらに引き継

がれているような、規模の地域区分、例えば1つの県を3つか5つくらいに分けるといふ区域といふのは、ここに図面を出していませんが、全国、そういうモザイクといひましようか、されておりました、その中から知事が先ほどの基準に合ったものを選んで国に持ってきたのが、この51地域です。

この51地域をさらに22地域に絞り上げるといふことをやっていますが、最初の国土を少しあれしていたのは、一つ、流域圏的な色彩が強く残っているのと、これも確認できていないので資料としても付けませんでした、もう一つは、戦時中の最後の国土計画である本土決戦用の国土計画での地域区分、これが生きていふのではないかと疑われます。

戦時中の国土計画では、終戦後、機密文書をみんな焼却いたしまして、詳細は我々の手にないので確認しようがないのですが、ただ、そのときに計画に携わっていた大先輩方から、二、三、私が直接聞いた話では、その地域、地域で独立して、本土決戦で上がってくる米軍に対してゲリラ型の抗戦体制をとることが、地域をモザイクにしていった基本だといふことでありました。

したがって、疎開工場の配置なども、そういうのを参考にして考えたといふようなことが言われております。その断片が、最上地域とか、飛越地域とか、我々が今考えられないような、都道府県の行政区域にあまり絞られていない形でされている結果になっているのではないかといふことで、においを感じたといふことでもあります。

F 地域といふのはどういふ形で決めたのですか。何とか市とか町とかではなくて、地図に絵を描いた形で決めたのですか。

A 線引きしてあって、これは推察ですけれども、米軍が本土へ上陸してきたときに、それが一つになって抵抗する。思想的には、毛沢東の「人民の海」思想と非常に似ている。アウトルキー型の国土構造といひましようか、国土政策であるといふことです。食糧と武器弾薬の補給といふ点に関連して、内務省国土局による「国土計画基本方針」といふのがあります。

国土計画の目的は、これは昭和 20 年 9 月 27 日ですから、米軍が厚木におりた後になりますが、「国土計画においては、ポツダム宣言受諾に伴う国土及び産業の構成に関する重大なる変更に対応して産業、文化、人口の配分並びに国土の経営に関する計画を樹立し、之が実現の企画を促進し以て国民生活の確保向上と世界文化への貢献」というようなことを言っております。

「第二 経済の基本原則」の中で、「平和的ならざる意図の下に経済上の諸条件を無視して追求せられたる自給体制を離脱し」というところに、戦前の体制からの離脱を言っていますが、そこに「自給」という言葉がかぶっています。したがって、その当時の日本の人口構成からいきましても、50%以上が農業ですから、農業主体、2次産業、3次産業が従の構造は、自給という言葉との絡みで考えられていた。背景としてあったということは読み取れると思います。

F これは、GHQ が来る前につくったのでしょうか。

A そうです。GHQ が体制を整える前です。9月27日ですから。

F 終戦後、内務省で、日本としてどうするかと。

A そうです。マッカーサーが厚木におりたのは9月4日だったと記憶しますが、同じ月なんですね。「復興国土計画要綱」というのがあります。これは、内務省解体前の内務省の国土局で、昭和 21 年 9 月ですから、ちょうど 1 年後です。このときにはもう GHQ ができていて、GHQ との間にいるいろいろやり取りがあって、復興国土計画要綱というのをつくって、国土総合開発法を中心とする国土政策のタネがこのときに出ているわけです。

本計画に於いては、食糧の増産、工業の再建、地方中小都市の振興による人口収容、配分に関して、国土計画の構想をもってやるのが基本である、こういうことを言っています。

その対象からは、沖縄、小笠原、鹿児島県大島郡、北方 4 島の地域を除外す

る。

計画人口目標は 8,000 万人、この復興計画は 5 力年計画として立てられていますから、26 年計画目標にして 8,000 万人。これをもとにして考えるということを行っています。そうした意味では、復興国土要綱ができる前の基本方針の中には、ちょっと勘繰りかもしれませんが、本土決戦型の国土計画の影がまだ拭いきれていないというふうに感じております。

この復興計画の中で、特定地域の選択をやるということになっているわけで、それが 25 年 目標年次は 26 年ですから、その 1 年前に国土総合開発法ができて、その中に組み入れられた。したがって、国土総合開発法の制定のときにどのような議論をこれがしていたのかわかりませんが、全体の体系をきっちり決めていく中で、それまで動いていたこの復興計画の要綱を、話がある程度詰まっていたのをそのまま抱き込んだのではないかと、こんなふうにも考えております。

F 「目標及び方針」の 2 のところに、8,000 万のうち、農林水産業は 3,800 万、ちょうど半分が農林水産業と。そうすると、ますます、農林省が入っていないというのはおかしいですね。やはりこれは、戦争に敗けた後、どうやって日本は食っていくのかということをごここで考えたのでしょうかね。

A そうですね。例えば人口を見ますと、復興国土計画要綱の中で「地方別農家人口比率」というのをつくっています。総人口の 51.3% が農家人口で、北海道は 49.8%、一番高いのは東北の 64.5%。昭和 21 年現在（正式には国勢調査になっていないのですが）、調査をした結果を見ますと、農家人口比率が全国で 47.2%。そして、7,300 万人から 8,000 万人に増大していったときの農家人口比率が 51.3%。増加する人口の主体は農業で吸収するということがあったので、逆に言うと、戦災都市の刺激が非常に大きくて都市側の生活環境の整備が進んでいないものですから、都市で入れられなかった、受けとめられなかったということもあるのでしょうか。

都市に対して人口配分をどうやっていたのかというと、昭和 15 年と昭和 21 年の人口があって、京浜地区を事例にとりますと、例えば昭和 21 年で 510 万人、計画人口では周辺まで入れて 593 万人。農村人口の増大に比べると非常に小さいです。地方都市の場合、計画人口 30 万人以上のところを第 1 級都市としていまして、札幌、仙台、新潟、広島、福岡、熊本、この 6 つを選んでいますが、これ自体も、昭和 21 年現在での人口が、例えば札幌では 22.7 万人が 30 万人。ほんのちょっとの上積みです。仙台が 28.9 万人が 35 万人、熊本が 20 万人が 25 万人。こういう形で、明らかに政策的には、農村で人口を背負ってもらおうという期待が非常に大きかったということは言えようかと思えます。

地方別人口配分計画は、都市と農村でみますと、農村部のほうが多い。関東ですら農村部の人口は 885 万人、都市部が 760 万人ということで、都市人口が農村人口より多いのは近畿だけ。これが、当時の人口に置きかえたときの国土のイメージでした。これはある意味ではショックといいましょうか、その後の都市化というものが全く読めていなかったということが言えようかと思えます。

ちょっと話が脱線していきましたが、そういうことを背景にて特定地域というのは指定されまして、昭和 25 年を基準年にして、30 年でどれだけ生産所得が上がったかというのを、各地区ごとに調べております。30 年度の増加率から一人当たりの所得額まで、実績として挙がっています。一人当たりの生産所得が非常に伸びているところも、半分くらいが 200% を超えておりまして、この計画がそれなりに成果を示せたと言っているかと思えます。

F 国民生産所得、日本全体の平均が 223% 伸びたのに、特定地域は 204% しか伸びなかったというふうに考えていいのですか。逆にこれだけ条件が悪い地域で、日本全体の平均まではいかないけれども 204% も伸びた、そういうふうにか考えるのですかね。

A そうですね。両方、別に対立する見方ではないでしょうね。この中に入っております幾つかの具体的な事例を見ればわかりますが、「只見川のダム群と

地域開発」ということで、でき上がった奥只見の水系ダムというのは、片門の発電所から奥只見の発電所まで、100キロ以上にわたる只見川にこれだけのダムをつくったんだということを説明しています。ダムとして生徒が読めるのは2つしかないらしいのですけれども、只見川は、尾瀬沼を水源地として会津盆地で阿賀野川と合流する。その間145km、落差が大きくて非常に水量が多いということで、只見川総合開発というのが、当時、特定地域総合開発計画の中ではエースとして期待されて言われておりまして、私もおぼろげながら記憶にあります。

真ん中辺に、国土総合開発法は、全国、地方、都府県、特定地域の4つの計画からなっているが、唯一実施されたのは特定地域総合開発だけである。特定地域総合開発は、後進地域の水利用を中心とした農、林、エネルギー資源開発を掲げていた。TVAをモデルにして資源開発を進めた。朝鮮事変以来、重化学工業の急速な再建が必要であったために、電源開発が急がれて、特定地域総合開発は、結果的に電源開発事業が優先され、治山・治水などは置き去りにされた。特定地域総合開発は全国で21地域が指定され、只見川流域もその一つとして、多くのダムが建設されたが、昭和44年に只見川流域で大きな水害が発生し、ダムの建設が電源開発優先だったことを物語っていると、政府批判もかなりやっていますけれども、これにより、ここが国土の中で大電源地域になるわけです。

この時期に合わせて電力再編が進みましたから、只見の電源を、東北か、関東か、東京電力かということが大議論になりまして、結果は松永安左衛門裁定がありまして、福島県が主体ですから、東北電力主体にして東北電力を編成する。ただし、東北電力は、今までは東北というと6県概念しかなかったのですが、これではこの電源開発の意味がないので、東北7県に東北電力の範疇を決めるということが電力再編の中で行われるわけです。

したがって、それを引きずりまして、国土総合開発法でも地方区分は東北が7県という形で、現在まで引き継がれてきているといえます。

F 高橋亀吉が論文を書いて、東北電力に行くような理屈づけをしたというのはそのときですか。

A そうです。東北電力の規模があまりにも小さくて、一つの電力会社になり得ないだろうというようなことがありまして、それが、これだけ持つということとは……。

F そういうことですね。東北電力は、高橋亀吉裁定と言っていますけれども、実際は松永安左エ門さんの……。

A 松永安左エ門と白洲次郎が活躍したんです。東北電力の中身を言うと、当時、東北電力株式会社が成立した第1の要因は、7県の中で最大の電力需要地は新潟でした。第2が秋田でした。仙台なんていうのは鼻くそだったですね。高圧送電線すらなかった。仙台に高圧送電線が只見から引かれたのは私が学生のときですから、昭和27年くらいです。それもこの特定地域総合開発と絡んでいまして、ここで特定地域総合開発の中に仙塩が認定されるということが、非常に大きな引く力になったわけです。

そのような特定地域の総合開発計画であるということで、ある程度イメージができ上がっていただければと思っております。

そして、当然のことながら、国土政策としては体系化が進展する。誕生の背景としては、国土計画基本方針並びに復興国土計画要領というのがあった。

昭和20年代の国土の状況というのは、一言で言えば、6大都市、4大工業地帯、6大港、こういうことで、東海道ベルト地帯の原型が既に戦前にでき上がっていた、こういうふうに言っているのではないかと思います。それに対しまして、ほかの地方で特定地域開発を進めて人口の急増をそこで受けとめようと、こういう意図に燃えていた計画だったと言えようかと思えます。

特定地域開発計画の時代の通史的考察ですが、まず1番目に、植民地喪失による食糧供給不足対策に大変苦労していたというのが、昔の計画を読んでいま

すと身につまされます。農村への人口配置の強い期待、農政の総合政策参入の弱さ。

2番目には、都市化時代到来の読み違い、というより読めなかった。経済企画庁、建設省と両方でこの計画をつくったにもかかわらず、都市化時代の到来を十分に読みきれなかったところは、余りにも今日との落差が大きすぎる感じになっております。

この計画全体を見ますと、戦前の面影を引きずっていると思われるのは、市場経済に十分渡り切れない統制経済型体制というのがあって、こういう意味では社会主義型の全体主義国家とむしろ近い対応策だったのではないか、こんなふうに思っております。

それから、社会資本が徹底的に不足している、都市集中化に対する対応が立ち遅れた。この計画は、いい点も悪い点もありますけれども、同時に、10年間、農村に人口配置をと考えていたことが、後々の都市の集中化に立ち遅れていった一つの原因になったのではないか、こんなふうに考えております。その後、地域格差が急速に大きくなってしまうということにも対応が立ち遅れたというふうに言えようと思います。

産業面で見ますと、電源開発まで含めた形での産業の立地論というのは、思想的にいくと資源立地論です。市場立地論というのがまだ全然読み取られていないと思います。もちろん、工業の種類そのものがまだ資源の加工段階のものが多く、組み立てとか、機械とか、最終製品のものは主体とは考えていなかったでしょうから、そうした意味では、資源立地型という形で、第2次大戦のあれするまでの植民地経済論と共通しているというか、それに支配されていた思想が読み取れる、こんなふうに思います。

F GHQはどの程度関与していたのですか。

A よくわかりません。この準備のために3週間くらいつぶしたのですが、3週間くらいではとてもそこまでは手が出ませんね。

F 今のお話をお伺いしていると、ほとんど内務省レベルでやっていて……。

A 内務省レベルです。GHQ にあまり引っかき回されないようにと慌てたのが、基本方針、つまり、マッカーサーが厚木におりるや否や、先手を取って出したのではないかという感じもしますね。

D かなり関与していたのではないかと思いますね。そもそもこれは国総法ができた後ですから、国総法そのものが GHQ の大干渉の上でつくられていますから、地域指定をするとき、これはまさに TVA の日本的な応用なわけです。河川総合開発ですから、当然、GHQ は関与していたと思います。「日本の資源」何とかという本があるのですが、アッカーマンという人がまとめていますけれども、こういう農業をやるとしたら水資源はどういうところにあるかとか、そんなのもまとめていますので、どういうところが適当な土地かとかいうこともよく承知していると思います。

ただ、この 21 地区になったところは、積み上げ式で下から上がってくるものを採択したのだと思います。GHQ が全然関与していないということはありません。

F 内務省レベルで自前でやっていたのを、GHQ が来て、アメリカ流に TVA の考え方をに入れて脚色したという感じですか。

D というより、もともと日本の国土計画はドイツ流だったのが、アメリカに進駐されてきた途端に、今度は TVA の勉強をして、アメリカ風のものに変わっていったものと思います。そのときにテネシーバレーの日本版をやろうということで、むしろ GHQ ものめるような形で進めたという、そういう感じではないですかね。

F その辺は資料には残っていないのですね。

D この当時のものは英訳されて GHQ に報告されていますから、例えばどう  
いう地域でやるというのを英文タイプで打ったものがありますね。みんなマイ  
クロフィルムになって入っていますけれども、恐らく都留重人とか、あのあた  
りが邦訳して入れていたのだと思います。

A ただ、先ほど来言っているように、戦前の本土決戦用の地域区分、考え  
方としての自給体制だとか、そういうのは下地としてあったことは事実ですね。

D まさに自給体制というのは、地政学で言うところのアウタルキーなんで  
すね。その尻尾が残っていて、これは反省として書いてあるわけですね。「無  
理な自給体制を希求して戦争に入った」となっていて、ドイツ型の国土計  
画とも決別のあれなんですね、国土計画基本方針というのは。いかにもドイツ  
流の考え方がおうような話がいっぱい書いてありますが。

A 自給という考え方は、帝国主義的な思想が日本だけではなく地球を支配  
していたわけです。そのベースはナショナルとしての自給というのがあった  
から、ああいう帝国主義化していくわけです。植民地を求めて、資源を求めて。  
その体制の中で自給ということでもあるわけです。

D Lebensraum 内のアウタルキーなんですね。この当時もずっと、大東亜  
共栄圏という Lebensraum、要するに生存権を確保して、その中の自給体制を  
確立するという、まさにドイツの地政学の考え方そのものですね。

F ドイツの国土計画というのは食糧計画ですよ。その延長線が日本に來  
て、そのところが……。

D 戦争中は少なくともずっとドイツのマネをしていましたものね。内務省  
に防空局ができるんですけども、防空とかああいうのはみんなドイツ語の訳

ですからね。

A 追放は 22 年くらいですかね。

D 公職追放法ですか。国土計画基本方針というのは、内務省のレゾン・デ  
ツールとして、これからは国土計画中心でやるんだという話で、たしかこの後  
に国土省を設置するという話が、これに書いてあったのかどうか分からないで  
すけれども、いずれにしても特高とかああいうのを抱えていた内務省は危ない  
とっていたわけですね。これからは国土計画を軸にして役所を存続させよう  
という意図が強かったと思います。

F 安本ができたのはいつ頃でしたか。

D 恐らく 20 年か 21 年。GHQ とほぼ一緒です。最初は臨時機関でできま  
す。何で読んだか忘れてしまいましたけれども、マッカーサーが吉田茂に何と  
かの統計を出せと言ったら、日本には何も統計がなく、とにかく進駐軍が来  
たときは統計づくり。さっき言ったアッカーマンの本もそうですけれども、ど  
こにどれだけの資源があるかという調査を始めて、あとは地図を一生懸命つく  
るんです。だから、進駐軍が来てすぐに航空写真を随分撮っていて、今でも終  
戦直後の白黒写真はほとんど米軍が撮った写真なんです。写真を撮って地図を  
つくるというのが……。

そのときに吉田茂が、日本は統計もないから戦争に敗けたんだというふうに  
マッカーサーに言ったという話がありますね。

A 工業の課題として挙げられるのは、市場経済がもたらす集積効果。つま  
り、市場原理の動きの見通しが甘かった。

工業の地方分散策についての統制経済型の発想で、疎開工場に代表されるよ  
うな、つまり自給体制のアウタルキーの本土決戦、こういうのがふんぶんとに

おう感じがします。

官民の調整不足というのがありますけれども、これは、主要産業の国営化とか、計画造船とか、そういう形で国が入り込んでいったものとの整理をしてみないといけないなとも思っております。

加工貿易、交易、流通加工、こういうものの流通分野が非常に弱いというふうには考えていなかった。資源立地ですから当然ですけれども、そういうのが見られる。

政策の長期視点というのは、このときから既に五カ年計画しかなくて、当面の課題に追われていた。こういうことが工業でも見られる。

こういうようなことが、今日の成長に至るまでの間、マルクス主義的思想や官僚体制依存を温存した一つの背景でもあったのではないか、そんなふうにも考えております。

以上、特定地域総合開発計画は大体イメージできたでしょうか。これがある意味で一全総になるわけですけれども、でき上がってみると、大きくガラッと考え方が変わったなというふうに痛感しますね。

**F** 電源開発ができたのはたしか昭和 25 年頃だったかと思いますが、電源開発というのはこのためにできたのですか。

**A** 電力再編と絡んでいます。日本発送電。あれは戦前は一つでしたからね。それを日本発送電を解体して、このときは 8 電力に変えるわけです。

**F** 前の日本発送電のときのコアみたいなところが、電源開発として残ったということですか。

**A** 電源開発は、その後、原子力発電所や何かの話が出てきて、9 電力体制とは別に出発したんじゃないですか。

F その後はね。このときは水力発電……。

A 水力発電主体です。水主火従です。「火」も石炭です。石油はまだ全然使っていない。

F 電源開発の人の発想というのは全く TVA で、現地において、発電するだけではなく、地域にとけ込んで地域起こしをするという発想ですね。

A 最も TVA に近い発想として、ある程度総合的に長期的な政策としては北上総合開発だと言われていました。只見は自然条件から言って、地元にとけ込むといっても山しかないわけです。したがって、電源開発に特化していった形になったと思います。

D この頃のダムはみんな、「多目的ダム」と言うじゃないですか。あれがまさに TVA 的なんですよ。総合開発は“multiple purposes development”とか、そういう英語になっていたわけです。要するに単目的ではないということが重要だったわけです、このときの TVA 的な発想だと。水利だけではなくて、発電もやれば環境対策もやれば灌漑もやるという、「多目的」というのが一つのキーワードだったんじゃないですか。昔の教科書にはよく、多目的ダムとか出ていましたね。

E 佐久間ダムの映画があって、TVA の何とかというのもあって、そういうプロパガンダの映画がかなりありましたね。51 から今の 22 に絞るときの名前を見ていると、あまり対応しないのかどうか、どうも TVA 的でないところが落ちているのかななんて……。神奈川とか、京浜とか、伊豆なんかも入っているけれども。

F 佐賀の玄海とか有明、長崎の西海、全部落ちていますね。

E 8,000万人を受け入れるには、我が国の立地条件からすると負担が過重で、これから各産業というか、工業目標の拡充という後に、「平和的に海外植民の計画を要請するもの」ということで、この時点では、食糧もなかったし電力もなくて、8,000万自体も、復員とかいろんな意味で大変だったということをも前提にして、いろんなことが計画されているだろうと思うんですね。

A それで南米移民なんかを再開するわけです。

E 都市政策の何とかというところとの関係で、東京なんかで言うと、先ほどの人口計画で言うと、疎開でだいぶ減っているんですね。減っているのを、戻ってくるよりももっと低く実際には目標で抑えているというのは、都市化を過小評価したというよりも、東京の場合は、区部に300万ぐらいに抑えようとか、いくら大きくなっても500万ぐらいにしよう。グリーンベルトで抑えようという、ロンドン流のあれをやっていたわけですね、戦前からずっと。

A 入都規制をやっていました。

E その辺の大都市政策は世界じゅうでやっていたのを、東京でも戦後も引きずって、緑地指定とかやって、入ってくるのを頑張って抑えていた。そういうのと、ここら辺で収容できない、それを地方にどんどんやっていることの計画上の整合性が、どの辺にあるのか。大都市政策とそういう国土政策とがうまく合っていたのか。それとも、東京に来ると食べ物がないから、もっと地方に行けと、そういう整合の下にこの計画になったのか。

その辺がよくわからなくて、大都市なんかの都心政策的なところが見通しが悪かったというよりも、政策的にそっちにシフトしようとしたのが、そんな政策的にコントロールできるような、輸入圧力ではなくて……破綻したのではないかと思いますけれども、そこはどうか。

A 単なる一つの原因ではなくて、両面あったのではないかと思います。そういうふうに考えると、策定手続きの中で、経済企画庁と建設大臣の間に線が直接入っていないですね。これがどういう議論があったのかというのは、非常に興味深いですね。

D これは、戦前からある路線闘争の結果だと思うんです。つまり、もともとは内務省と企画院という相容れないものが両方で計画をすると。企画院的なのは、上から統制的にする計画だし、内務省は地面からの計画、下からの計画というのが目標だったわけです。戦中、内務省に一本化されたけれども、戦後、安本というのができたために、安本が企画院と同じような存在になったわけです。これはどちらかというところ統制、終戦直後は統制経済そのものをやっています。物動計画をやっていました。それに対して内務省は昔ながらの地域からの計画というので、地方との関係をあれしたわけです。

ご承知のように、もともと内務省何にも、安本何にもなくて、たまたまできたのが全国計画で、要するに都府県総合計画と、特定地域総合開発計画と、地方総合開発計画があって、デマケ的には、実は都府県総合開発と地方総合開発計画は内務省が専決だったのです。特定地域総合開発計画だけが両方乗り入れて、どうやってデマケするかというと、地方との接点は内務省で、国全体の話は安本という、そのデマケの結果がこれなんですね。だから、この紙そのものがちゃんと残っています。当時、ちゃんとデマケしたという紙がガリ版刷りで。それぐらいお互いの所掌にこだわった戦前からのいきさつだと思うんですね。当時は、全国計画というのはつくる気がなかったと考えられますから。

F アメリカは TVA の発想があるから、せいぜい二つか三つぐらいだろうと。アメリカは一つですね。こんなにやたらと多いけれども、アメリカは本当は、これとこれと、あと残りは、言葉は悪いけど、枯木も山のにぎわいと思っていたのか、その辺のところはどういう……。

D そこはやはり日本的なんですね。この後の新産・工特もそうです。あれも 20 何箇所ですけれども、あんなにつくっても効果はないわけです。総花的に、どうしても各地域からの要望を押さえきれなくなって、効果はなくなってしまいうわけです。

F TVA 的な発想でいくと、北上と天竜ぐらいが TVA にかなり合うのではないかということが言われますね。

D スケールは全然小さいですけれども、日本の中においてもある程度は広域的にないと……。

A 自然条件そのものは、日本の場合は、アメリカから見たら小さな川がたくさんある国土でしかない。ましてや行政区域は小さいわけですから、しょうがない一面があるけれども、もう一つは、25 年前後に地方自治体制ができ上がるでしょう。知事が首長選挙で選ばれる。片や、政府は内務省解体に始まってガラガラやられてしまうわけです。その間での心理的な、攻めと守りのシュリンクした状況というのがあって、補助金体制ができ上がるまでは中央は非常に警戒していましたね。警戒心が非常にあった。補助金体制ができ上がって、地方は財政がなくなって「助けてくれ」となるわけです。それによって中央集権がある意味で確立した、こういうことですよ。地方にどう暴れられるかというのは非常に怖かったわけですから。

F GHQ の発想でいくとむしろ地方主体でしょう？

D 「地方自治」なんて書かせたのは GHQ ですからね。

F シャウブ税制なんていうのはどちらかということと地方主体ですよ。

A 地方の解釈の仕方が、日本人の解釈と GHQ の解釈で違っていたと思うのです。

C GHQ というのはいつ頃から影響力があったのですか。

A 27 年。

C そうすると、第 1 次指定くらいはかなり GHQ の影響があって、第 2 次以降は……。

A 第 2 次指定を 30 年代に入ってあれするんだけど、その下地を考えると、もう既に GHQ 時代、あるいは米軍に占領される前の下地まで見えるということですよ。

D 只見川とかああいうのは、もともとダム計画は昔からあるわけですね。あそこは、ダムをつくるには一番理想的な場所だと昔から言われていたわけですからね。

C GHQ がいる間、首都圏計画とか、大都市圏計画とか、そういう概念がなかったような気がしないでもないですけどね。

E 首都建設計画でしたね。圏ではなくて首都建設計画で、小さい範囲だったけれども、その前にも、大都市会議みたいな世界でやっていたものは、結構、都市政策はそういうので世界共通化していて、実態に合ったかどうかは別にしておかなりやっているんですね。

C CIAM とか。

E アムステルダム会議とかやっています。

D それを内務省が所掌していて、その中でハワード流のああいうものを実践するときに、サテライトシティという話になって、さらに、サテライトではダメで、リージョナルプランだ、ナショナルプランだという話が、日本の中で国土計画という話が根づいたあれなんですね。

A 首都圏整備法は 31 年です。だから、20 年代は、少なくとも法律に基づく政策ということからすると、大都市整備とか首都圏というのは表に出ていなかった。

D 首都建設法というのはその前にあったのですが、あれが何年でしたか。

E 25 年ぐらいですね。

A その首都建設法が昭和 31 年に廃止されて、首都圏整備法と。

E さっきの国土計画も、戦前の思想と敗戦地点からやったときとのつながり具合みたいなものがわかると、何となく面白くて、断絶はしているようで、していない……。

D していないんじゃないですか。基本的にはやっている人も同じですから。企画院にいた稲葉秀三とか、ああいうのがそのまま安本に入ってきますし、内務省は細々とつながっている人が戦後にまでいますからね。北村徳太郎とかああいう人はドイツ流の国土計画をやっていたので、戦後はちょっと縁がなくなって東京農大のほうに行ってしまいますけれども、木村三郎とかああいう人は、戦前も戦後もやっていたんじゃないですか。

E その辺がすこしつながると、読み解くのにわかりやすいのではないかと  
いう感じがしますね。今の只見なんかも、戦前からあるやつを少し引き継いで  
いる……。

D このダムのあれで言えば、尾瀬ヶ原のダムの反対みたいなものがちょう  
ど 20 年代の終わりぐらいから、これは日本の自然保護運動の走りと言われて  
いますけれども、あれなんかも戦前からあるんですね。

F 尾瀬は只見川流域ですかね。

D たしかそうです。尾瀬ヶ原ダムで、あの尾瀬の湿原がダムになる予定だ  
ったんです、戦争前から。それが戦後、急に……。

A 尾瀬というのは只見川の水源地ですから。

F 東京電力は尾瀬の保存をいまだにやっていますね。

D 水利権を放棄してからは保全側に回っています。これ、一部分に基準の  
中に観光とか書いてありますけれども、もともと TVA というのは観光開発部分  
もあるんです。フーバーダムとミード湖。ミード湖というのはラスベガスのそ  
ばで、あそこは観光地になっているわけです。もともと国総法をやるときは、  
計画事項に観光というのも入っていますけれども、TVA のフーバーダムとか、  
ああいうものが念頭にあったのだと思いますけれども、最初、特定地域開発計  
画をやるときは観光の基準を入れようとしたんですね。観光審議会は建議を出  
して、特定地域総合開発計画の基準には観光を入れてくれというのを随分やっ  
たのですけれども、少しだけ痕跡はありますが、ちゃんとした基準にはなっ  
ていないわけです。結局、尾瀬ヶ原のダムのいろんな運動とかあって、観光開発  
みたいなものは完全に諦めて切り離して進んだのが特定地域総合開発計画で、

戦後型の開発でレギュレーションを除いていったということですがけれども……。

A 資源開発と言うけれども、今、ここで我々の頭を少し切りかえなくてはならないのは、このときの資源開発というのは7割までが水です。水資源なのです。発電の主体が水力発電でしたし、水さえ得られれば農地は拡大するわけですし、都市における下水なんていうのはほとんどなかった。上水すらない都市が市民全体に供給できない。したがって、水なんですね。水が国土開発の原点に存在するというのは、日本はこれだけ雨が多く、かつ川が多いから、比較的手近な感覚もありますけれども、さっき出たフーバーダムとロサンゼルスの開発まで、水の配分をどうするかというのは世界的な意味では最大の資源開発なのです。

D 法律に土地、水と書いてありますが、まさに当時のアメリカにあった資源委員会の考え方では、土地と水ばかりですよ。土地利用計画と水開発が繰り返してきます。

F TVAの場合は、TVA公社が実際にいろいろやっていくという形をとったわけですがけれども、日本の場合はこういう形で指定して、誰がやるかというのはどういう議論があったのですか。先ほどの電源開発が幾つかやりますけれども、この21地域全部を電源開発がやったわけではないですね。

A ええ。

F やはり指定をして、事業主体については自然体で行こうという考え方だったのですか。

A 戦前には、もちろん日本の場合は電力会社が強いですがけれども、それ以外にも、企業単位で水力発電開発に入っていたのもあるんです。その典型例

が、この間問題を起こして一挙に有名になったけれども、信濃川の水利権を得て、当時の国鉄が信濃川に発電所をつくって、今、その発電所で山手線が動いているわけです。それは水利権との絡みで見るとあって、それは、化学会社なんかが開発した発電所です。

F 「チッソ」がそうですね。

A ええ。

F 言ってみれば自家発の走りみたいなものですね。

A 特に軽金属とか、化学とか、全部それと絡めてやっています。それは朝鮮半島の鴨緑江に至るまで、一つの方式としては、戦前、既に定着していた。

F 電源開発もやってくれない、企業も寄りついてくれないというところは、地方自治体がやったケースがあるのですか。

A 地方自治体かどうかはよくわからないけれども、もう一つのおいしい点は、火山の緩斜面のすそ野開発（農地開発）でした。それが水と結びつくわけです。水が得られれば、火山の山麓が農地になった。

F 灌漑になるわけですね。

A 灌漑水が確保される。だから、国土開発の歴史というのは、人類史上で置きかえていけば、水が原点なんです。水資源の開発と配分。

F 昭和30年代、工場を立地するとき、まず水と電気で、両方とも誰も振り向いてくれないような地方になると、自治体がやっていたんですね。それがい

まだに公営企業になっていて、今、全国の公営企業で電力を持っているのがものすごく多いわけです。今、それを処分しようとしてもなかなか売れない。ただ、今はドル箱になっているんですね。

A 自治体がというより、もっと大きい目で見れば、幕藩体制ができ上がって300年間、日本は近世を送りますね。近世の国土開発は水との戦いといえるのではないかと。玉川上水で代表されるように、水をどう引くかが各藩の財政を豊かにしていくし、農地を拡大していく、最も普遍的な戦略だったのではないですか。それはもう、藩の歴史を引っ繰り返せばどこにでもありますね。

D 明治時代というのは安積疎水ですね。郡山ができたのもあれですからね。

A 安積疎水によって郡山盆地が開発されて、ああいう人口30万の大化学工業都市ができる。

D 当時の農林省は、戦前も戦後も同じで、縦割りで、すごく超然主義というか、あまりかかわりを持たない、形だけとったのではないですかね。というのは、終戦直後、官房に総合開発課という課ができて、総合開発に迎合したことをやろうとしていました。そもそもGHQの天然資源局の窓口は農水省でした。天然資源局はまさに総合開発を進めたこともありますけれども、一義的な窓口は農水省でしたから、関係なかったことはないですけれども、そもそもの縦割りで距離を置くというのは、戦前も戦後も一緒だったのではないかと。先ほど聞いていて、思いました。もちろん、農地開放の話とかが忙しかったというのはあるかもしれませんが、GHQで農地開放をしていたのは別のセクションではないですかね。天然資源局がやっていたのかどうかよくわかりませんが……。

A 水を引いてきて開発しようという歴史上での課題を、そのままかなり素

直に引きずってきてこの特定地域の開発計画の中に入ってきたのが、木曾川流域開発と愛知用水ではないですか。

D 最初は公団ですよ。

F GHQ が農地改革をやって、農協というのはこの頃に出てくるんですね。

A 佐々木更三という社会党の有名代議士がいましたけれども、あれなんかは労農派ですから、21年の日本農民組合結成というのは農村における日本の左翼思想の基礎になった組織ですね。したがって、米の管理が今日まで社会主義的体制のままと言われて(農協、漁協の体制もそうですが)、そういう流れがここからつながっているわけです。

F ここから新しい農業支配の形ができたわけですね。戦前と違う形がね。

A 地主解体で、小作から解放されて自作農になっていったというのは、今になってみれば、あんな大事業が非常に抵抗なく進みましたが、不思議なくらいですね。

F 新産とか工特というのは、どのくらい効果があったのか、その後、国土庁で実際のフォローアップをやっているわけですね。この特定総合開発というのはどこがフォローアップをやるのでしょうか。

A 流れとしては、21地域がいろんなところにつながっているわけです。例えば、仙塩なんていうのは仙台湾の新産につながっていくわけです。

F そうすると一元的ではなくて、それぞれの……。

A そうです。対馬は離島開発につながっていくとかね。

F あちこちにもらわれていくわけですね。

A ええ。その結果、どこにもつながらなかったのが という悪口を我々は常に言っていたのが、四国西南の四万十川です。

E 建設大臣が指定のところで出てくるのは、当時は計画局ですか。国土庁になったときには……。

D 国土庁になっても、これは建設省に残っています。建設省の所掌の中に国総法の所掌は入ってしまっていて、何かというと特定地域総合開発計画の指定なんですよね。そういう形で、今は技調か何かにあるんじゃないですか。だから、今でもそれは残っています。

E そこが一応制度的には担って……。

D 制度的にはありますけれども、これは実際にはエンディングの手続きはしていませんが、実質上はやめているという整理をしていますから、終わっている事業ということになっています。

C 経企庁から国土庁に続いて、調整費で結構面倒を見ていましたよね。調査調整費で各省寄せ集まって、こういう特定の地域の地域振興をどうやるかということで、入れかわり立ちかわり、フォローといえどもフォローをしていましたよね。50年代の頃。

F 指定された21地域の中の能登というのは、川がないのではないですか。

A 川はなくて半島ですよ。それがさっきのように、無理ムリ、今日の政策体系の中のつながりを求めて、半島振興法になってくるわけです。

F このときの地域指定というのは、必ずしも水源開発の電力事業だけではなくて……。

A 全部ではない。そんな一色ではないですよ。だけど、全体から見れば水源開発が圧倒的に多い。

E 能登は水産、農産と書いています。ですから、食糧増産のほうですね。

A ただ、能登半島へ行けばわかるけれども、一応求めていたのは水であることは事実です。ただ、あそこは水を引く大本の河川がないんです。そこが能登半島の苦しかったところで。

E 開発目標のところには地区ごとに書いてありますが、資源開発の「地下」というのは石炭ですか。それから、農産でいろいろ書いてあるのは具体的に何をやったのか。ダムの方は非常にはつきして後に残っていますけれども、原野開拓みたいなことをやって……。

A 北九州は石炭ですね。最上は石炭はゼロです。北上も石炭は採れません。これは金属鉱床だと思います。

E そういう意味では土地によって違うわけですね。農産というのは、具体的に仕事としては何をやったのですか。開拓ですか。林野開拓みたいなものを行ったんですかね。

A 一般的には当時は開拓ですね。

E ただ、あまり開拓できるような場所は、奥只見にしても天竜川にしても、みんな、かなり狭隘なところですよ。

A 戦後、開拓地指定をして復員者や何かを入れ込んだやつは7～8割まで失敗したでしょう。水との開発が調整つかなかったこともあって。だから、戦後の入れた中で、今日、大農場になっているところは少ないですね。少ないけれども、群馬県なんかはうまく大農地になっていった。

E 阿武隈なんかに行くと、牧草地みたいなのでその跡みたいなのがありますよね。結局、入れて失敗して、そこを何とか使おうかというところが結構ある。かなり頑張ったけれども、定着はしなかったということなんですよ。

D 農地で別のところに八郎潟の話が書いてありますね。八郎潟というと、オランダの話をもっと思い浮かべますね。私は何で入っていたのかよく知らなかったのですが、オランダは戦後賠償の一環で入っているんですね。要するに、日本が平和条約を結ぶときは、戦後賠償はしないというルールでやろうとしたけれども、オランダだけは最後まで首を縦に振らなかったらしいのです。そのときに八郎潟開発にオランダを、ODAのような形でおカネを逆流させることで納得させて、それで平和条約にこぎつけたらしいのです。それで、オランダから技術供与を受けた形でカネを流していると。

オランダにカネを還流する方法はないかといったら、八郎潟を農水省が一生懸命やろうとしているので、オランダといえば干拓だからということでアイデアを出したらしいんですね。明治以降、オランダ人が出てきて、戦後もオランダ人が出てきて、面白いなと思ったら、何かそれが真相らしいんですね。

A 北奥羽の地下というのは明らかに黒鉱に代表される金属鉱です。それから、飛越も神岡鉱山を中心とする金属鉱です。只見の地下というのは何なんだろうな。よくわからないけど……。

F 銅は、あの辺はもうちょっと北ですよ。

A 銅は秋田だから、阿仁田沢とか北奥羽、そういうところですよ。当時、黒鉱なんていうのはまだ事業化できなかったのです。品質が悪くて。

F 例えば、仙塩というのは昭和 32 年だとすると、GHQ の関与は完全になくなった後で、新産の前で、何か新産的なところで政策をやらうとしたときに、ここに持ってきたということがあり得るのですか。しかも、これは工場立地条件整備とだけ書いてあって、ほかと少し違いますよね。

A 建前上は宮城県知事名で出しています。仙塩工業地帯。それは、直接事業としては戦前からつながってくるのですが、塩釜港の 1 万トン岸壁整備による貿易拠点整備と結びついているわけです。

F 塩釜港はまだできていないのではないですか。もうできていますか。

A できています。塩釜港という港湾の歴史は古いんです。伊達政宗時代からあったんだけど……。

F ただ、掘割にはなっていないわけですね。

A いや、あれは仙台港のほうで、松島湾の塩釜港ですね。

F これが新産の前段階みたいな感じがしますね、ほかと違って。

A そうですね。21 地域の中で新産の代表選手みたいな感じ。

E 朝鮮戦争の特需が押し寄せて来て、重化学工業がなければとなつたのは

何年頃ですか。

A 朝鮮事変が起きたのは25年で、おさまったのは27年、3年間ですね。それは地域的なことを言えば、西日本が非常に潤ったのではないですか。朝鮮半島からの特需が流れてきて……。

F それと石炭ですね。北九州、筑豊の石炭。

A 朝鮮事変で潤ったのは、端的に言うと兵器の修理ですよ。だから、大阪の中小企業は非常に潤った。もちろん、九州にもそういうのはあるけれども、そこへ持ってきて、直してすぐにまた戦場に持っていった。だから、東日本の潤いは少なかった。こっちまで運んでくるのは時間がかかって大変ですから。

E この地域指定は、朝鮮戦争の特需なんかはあまり関係ないですね。

A 26年の指定ですからね。原案は24年くらいにできているのでしょうか。

E その後の追加指定くらいになってくると、そういうのが影響してくるかもしれないですね。

F 25、26年頃の大金持ちというのは、みんな鉱山ですよ。大学のトップはほとんど三井鉱山とか三菱とか、ああいうところに入って。

A 当時の東北大学の卒業生の中で、全学部全学科みんな並べて、一番高給取りだったのが鉱山。

F この頃、諫早の干拓の開閉門というのは全然動いていないですか。

D 当初は食糧増産が目的ですよね。今は防災になっていますが。

F あれも飲料水といいますか、灌漑とか水道の水のためにやったと。日本は水なんですね。

A 日本というより、「人類が」ではないでしょうか。

F 地方自治体も原点は水ですね。水道というのが一つの原点。東京都もそうでしょう。水道局というのが一つの原点でしょう。

A 日本は雨量が多くて水には恵まれているんですよ。だから、そういう世界の趨勢がわからないのですが、国土開発なんていうプロジェクトベースで見れば、水が一番大きいですよ。外国の事例を見ても、TVAとかいろいろ言うけれども、ある意味ではソ連なんてそれに悪ノリしてアラル海をつぶしてしまうわけです。エジプトもそういう点では失敗局面は随分あるしね。中国も危ない。

だけど、明治の府県制の施行ですら、あ那时的の大英断だと思うけれども、三多摩を神奈川県から東京都につけたわけです。あれは水源確保ですからね。そのおかげで小河内ダムができたわけです。

F あれは尾崎弴堂がごり押ししたというのは、ベースはそういう経済的な問題があったんですね。

A そうです。そのベースは明治22年のときにもう決まっていたんです。

おぼろげながら、特定地域総合開発計画、おわかりいただけたかと思います。

F 非常に貴重な形で、日本の国土計画のルーツをお話ししていただきました。(了)